

令和４年度 第１回 庁舎建替庁内検討委員会 会議録

《日 時》 令和４年４月２０日（水） PM2:00～3:30

《場 所》 市立公民館・中央地区公民館 ４階 多目的ホール

《出席者》 総合政策部長、財務部長、危機管理部長、福祉政策課長（福祉部長代理）、保健部長、子ども家庭応援部長、魅力創造部長、まちづくり推進部長、建設部長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、公営競技事業所長、市民病院事務局長、選挙管理委員会事務局長

《事務局》 担当副市長、総務部長、庁舎建設準備課長、担当主幹、担当長

【議題】新庁舎整備に向けた考え方について

一 庁舎建設準備課長による説明一

１．前回の庁内検討委員会からの経過について

前回庁内検討委員会では、新庁舎整備の考え方について、現新庁舎整備基本計画での整備方針等を受け継ぎ必要な変更を加えていくものとし、事業費の見直しや最終工期の目標、建設方法の見直し等による概要と、敷地利用方法として、現地での建替えを中心としながら、一部福祉総合センター横敷地の活用も含め検討すること等を確認いただき、庁舎建設特別委員会でこの考え方を報告した。

その後の令和４年度予算委員会の予算審議過程において、委員から、「候補地選定外となった福祉総合センター横敷地を活用し、別棟も建設することが検討されている。それはこれまでの選定経過を踏まえた選定理由を覆すものであり、我々が承認した新庁舎整備基本計画から大きく逸脱していると言わざるを得ない」との指摘がなされ、計画策定委託料の削除の修正案が提出されたが、この修正案は予算委員会の多数議決により廃案となった。

その後の本会議において、検討に含めたいとした分棟の考え方については、「現庁舎の位置に加えて、候補地選定外となった福祉総合センター横敷地を活用し、別棟も建設することが検討されております。それはこれまでの選定経過を踏まえた選定理由を覆すものであることから、我々が承認した新庁舎整備基本計画から大きく逸脱していると言わざるを得ません」としたうえで、「予算の執行が可となったことから、その選定外となっている福祉総合センター横敷地の活用を含めた見直しを検討するのであれば、それぞれの敷地において１棟建ても含めた計画策定を行うことを求めるため」との提案理由により、「今回の庁舎建替事業に計上される計画策定委託料の執行に当たっては、現庁舎位置の建替え並びに福祉総合センター横敷地での１棟建てを加えた計画策定を行うこと」との附帯決議がなされた。

議会からの附帯決議を踏まえつつ検討を進めることになるが、議会において承認された現新庁舎整備基本計画に沿いながら、今年度必要な計画の改定をしていくものとし、そのために、検討案を一つにまとめていきたいと考えている。

２．建設案の比較検討について

各検討案について説明。（資料１から７）

－ 質疑と主な意見 －

（上下水道局長）

資料を見るに、福祉総合センター敷地の容積率は現地の３倍ほどあるので、建設に余裕があるように見える。それならば、わざわざ現地との分棟案を出さずとも、福祉総合センター敷地で１棟建てすれば良いのではという考えも成り立つのではないか。

（庁舎建設準備課長）

福祉総合センター敷地の容積率に余裕があるので１棟建てすればということであるが、大原則として現新庁舎整備基本計画に沿うというこれまでの経緯を踏まえると、現地で建替えることは既に決定していることと、あくまで現地に庁舎がある上で、窓口機能を福祉総合センター敷地の一部を活用し集約することを考えたのであって、福祉総合センター敷地のみでの１棟建ては、現新庁舎整備基本計画から大きく逸脱すると考える。

（上下水道局長）

上下水道局の倉庫移設に関し今後検討していくということだが、少なくとも新庁舎の建設過程での仮設であれば、他部署でも同じく不便を強いられることであり、一時的な不便さも理解するが、新庁舎完成後も特に倉庫の移設については、従前より機能性・使い勝手が劣るというのでは困るので、いろんな設置案を出し合って今後も議論していくものと考えている。

（上下水道局長）

説明では、執務室の余白率 65%だと、机から椅子をだした状態で職員１人が通れる広さというが、これが妥当な広さか危惧するところである。局には車椅子の職員がおり、職員の異動があれば扉やトイレの改修も必要な現状であり、車椅子の職員がどこの職場でも働きやすいように配慮してもらいたい。

（庁舎建設準備課長）

バリアフリーについては、元々配慮した計画であり、ご指摘を踏まえた機能性についても当然配慮する。

（危機管理部長）

13,400㎡の新庁舎が完成すれば 65 年間程使い続けることになるが、その間、人口減少もし、電子申請やリモート相談等の普及も進むという中で、床面積の確保が難しいというのであれば、市民センター等の有効活用も視野に入れながら、さらに面積を減らす工夫ができるのか考え方を聞かせていただきたい。

（庁舎建設準備課長）

人口が減少する一方で地方分権による業務量が増えることも予想されており、現在想定する新庁舎開庁時期においては職員推移の変動は無いと見込まれている。また窓口のリモート体制については、現在、IT推進課が窓口相談をオンラインでできないか各市民センターへの意向確認や、電子申請についても拡大できないか検討がされていると聞いているので、これらと整合がとれるような庁舎を考えていきたい。

（まちづくり推進部長）

現地１棟で計画を進めるということか。

（担当副市長）

分棟案については、先の議会においても、前回の庁内検討委員会においても、庁舎が分かれることによるデメリットが指摘された。これらのことを勘案し、事務局として再度、現新庁舎整備基本計画に沿う案

を考えたところ、現地 1 棟建ての方が、より現新庁舎整備基本計画に沿っていると考えている。一方の福祉総合センター横敷地 1 棟建ては、建替える庁舎の場所が現地でなくなり、現新庁舎整備基本計画から大きく逸脱しているものと考えている。

（まちづくり推進部長）

そうであれば、福祉総合センター横敷地 1 棟案が無いのであれば、例えば、福祉総合センター横敷地の売却益の見込みも考慮しつつ、仮に福祉総合センター敷地に庁舎を建てるとなると、その面積分の売却益が減ってしまうという事実も他案との差として示す方が、比較するポイントとなるのではないかと。

（担当副市長）

ご意見ありがたい。状況としては、市町村役場機能緊急保全事業も使えなくなり、事業費の圧縮等非常に厳しい局面の中で、また、工期も限定され予定どおり建てられるか苦しい状態になっている中で、実現に向けて議論を進めざるを得ない。庁舎は全ての部署に関わることであり、皆さん知恵を出し合い、当事者としての前向きな意見をいただきたい。

（子ども家庭応援部長）

まずは庁内検討委員会として新庁舎をどこに建てるかを決定する会議に今日はしていただきたい。現地 1 棟建てが良いのか、福祉総合センター敷地を使つての分棟案が良いのか、この委員会内で共通認識を持って意思統一して進めていくべきである。私としては現地 1 棟建てが良いと思うし、これまでの議論を踏まえると福祉総合センター横敷地 1 棟建ては現新庁舎整備基本計画から大きく逸脱していると考えられるので、現地 1 棟案に賛成であるが、もし反対の意見を持っている方がいれば、この場で意見をぶつけあって議論し、案として決定するような会議にしたい。先々の色々な懸念も個々あるのはわかるし、今後の進捗の中で対処することも出てくると思うが、それを口々に発しているだけでは一向に前に進まないし、細かな懸念事項は、まず案を決定してから、次の話として議論をしていけば良いのではないかと。一致団結して皆で共通認識を持って進めることが大事ではないかと。

（担当副市長）

我々としても、議会から意見が出ている状況の中、庁内の各部長が同じ考えでスクラムを組んで進めていく必要があると考えている。よろしく願いたい。

（生涯学習部長）

福祉総合センター横敷地 1 棟案は、現地 1 棟案及び分棟案と並列で比較しないのか。

（担当副市長）

議会の附帯決議では、「福祉総合センター横敷地の活用を含めた見直しを検討するのであれば、それぞれの敷地において 1 棟建ても含めた計画策定を行うこと」とのことであった。このことは重く受け止めてつても、我々実務者としては、そもそも福祉総合センター横敷地での 1 棟建て自体が、現庁舎位置で建設することを決定したこれまでの経緯から逸脱してしまうため、福祉総合センター横敷地 1 棟案を並列で比較検討することは矛盾が生じてしまうと考えている。

（総務部長）

今日の会議は、現地 1 棟建てと福祉総合センター敷地を活用しての分棟案を比較検討するということであり、議会の附帯決議の提案理由にある「福祉総合センター横敷地の活用を含めた見直しを検討するのであれば」という前提を受け、分棟案の検討の中で福祉総合センター横敷地での 1 棟建ても検討することになるから、分棟案に含めたかたちで考えるべきである。

（生涯学習部長）

理解した。

（教育総務部長）

ここは改めて共通認識を持っておいた方がよい。元々、手続き上の疑義があって契約議案が否決されたのであって、現新庁舎整備基本計画が否決されたわけではない。現新庁舎整備基本計画が生きているのであるならば、今回の福祉総合センター横敷地での 1 棟建ては、これまでの検討経緯に対し自己矛盾を伴う話になりかねない。現地 1 棟建ては、現新庁舎整備基本計画に照らして何ら問題ない。今、仮に震度 5、6 の地震が発生すれば生命にかかわることから、とにかく早急かつ前向きに議論を進めたい。

（上下水道局長）

現地 1 棟建てになって、課題になるのは上下水道局である。上水道が、今後、企業団となれば財産権が移ることになる。分棟案も良いと思ったが、現新庁舎整備基本計画に沿って決めた事には反対しない。ただし、水道局の意見は聞いてもらいたい。また、土地の交換についても、企業団の中での手続きルールは確認しているところだが、企業団との条件も出てくるし、市の所有で無くなる時点では協議等がしづらくなと思う。倉庫の移設についても、庁舎建設途中では仮設でも良いが、土地交換後の敷地に水道局要望の倉庫設置を検討してもらおう等、そこは十分協議をお願いしたい。

（庁舎建設準備課長）

水道局の意向は踏まえたいが、そもそも前提に仮設を避けるという考えであり、現状使用できる敷地の中で、本設で考えさせていただきたい。

（担当副市長）

企業団との統合を考えていると思うが、新庁舎建設に係る上下水道局との調整は統合前に統合後のことも含めて条件調整を終える必要があるのでよろしくお願いします。

（上下水道局長）

水道局側との協議は十分してほしいと考えており、決まってから結果だけ伝えられるような話が無いようにだけはしてもらいたい。ただ、現地 1 棟建てについて、市の方針として固めるのであれば否定しないし、賛成はする。

（担当副市長）

新庁舎建設については、庁内の全ての部局が、自分事として捉えて、全員が庁舎建設準備担当という実務者の視点で、建設的に意見を積み重ねていく必要がある。上下水道局として庁舎建設準備担当からの連絡を待つのではなく、積極的に協議を進めてほしい。

（監査事務局長）

現地 1 棟建てに賛成する。確認だが、資料のイメージだと現地 1 棟建ての敷地の右両脇の市の土地が使用されていないようなので、そこも使用した建設の活用を考えてもよいのでは。

（庁舎建設準備課長）

あくまで事務局で作成した案であって、建て方に関しては今後提案を求めていく内容になるので、仕上りの段階では変わる可能性は十分ある。

（総合政策部長）

現新庁舎整備基本計画そのものに問題は無く元々現地での建替えということは我々の共通認識だが、想定財源が無くなった中での対案として分棟案を出したため、議会としては、それならば福祉総合センター横敷地 1 棟もあるだろうということで附帯決議がついたというのが共通認識である。

元々、現新庁舎整備基本計画では現地建替えとなっていたので、福祉総合センターで建てることは現新庁舎整備基本計画を逸脱するという説明では、分棟案も逸脱してしまわないか。

（担当副市長）

これまで議会に対し説明しているのは、先ず現地での建替えが基本としてあり、その上で分棟案については現地で建替えるけれど外部の土地も一部活用するということであり、根本の現地の部分を変えているわけでは無い。我々は、あくまで分棟は現地を中心として一部外部を活用しているにすぎないとの理解があるので、現新庁舎整備基本計画から逸脱しているとは考えていなかったが、議会からは、福祉総合センター横敷地の活用を含めた見直しを検討するのであれば 1 棟建ても含めた計画策定を行うこととの附帯決議を頂いたので、この点は丁寧に説明していきたい。また分棟案は、庁内検討委員会でも距離が離れることによって不便になるというデメリットは以前にご意見としてはあった。議会からもデメリットを指摘する意見や、現新庁舎整備基本計画から大きく逸脱するとの指摘も踏まえ、現地 1 棟案でまとまって進めていきたいと思っている。

（財務部長）

現新庁舎整備基本計画が生きた中で、整合性を鑑みると、我々は現地 1 棟案以外の考えを採るべきではない。色々な考え方があるが、議会の附帯決議が出た以上は意見としての重みがあるので、説明は十分にしていた方がよい。

（議会事務局長）

現地 1 棟建てに賛成である。ただし、今回福祉総合センター横敷地での分棟案を示したことにより、議会の附帯決議で「福祉総合センター横敷地の活用を含めた見直しを検討するのであれば、それぞれの敷地において 1 棟建ても含めた計画策定を行うこと」となったと考えているが、分棟案を選定しないので福祉総合センター横敷地での 1 棟建ては考えない、とならないよう説明すべきである。

（担当副市長）

附帯決議は重く受け止めており、福祉総合センター横敷地 1 棟建てについても、検討していないわけではなく分棟案の中で比較検討している。福祉総合センター横敷地 1 棟建てについては、そもそも建替える庁舎の場所が現地でなくなり、現新庁舎整備基本計画から大きく逸脱しているものと考えているため、そ

の考えは議会の承認にも反し、採用できないという認識を持っている。１度決定している建設予定地の変更は、実務者としては、現地での建設が実質的に不可能となるような相当な事態の変化がないと考えられるものではない。だからこそ、この検討委員会では皆が庁舎建設準備担当の実務者の視点で共通認識を持てるようにしていきたいと考えている。他方で、議会からの指摘にあるように、実務者とは別の視点では様々なご指摘があるのも事実であり、丁寧に説明を尽くしていく必要がある。

（建設部長）

現地１棟建てに賛成する。現地であれば第４駐車場に新庁舎を建設することは可能か。整形な土地で広さも十分あると思うが。

（庁舎建設準備課長）

当該地は、用途地域が第一種中高層住居専用地域のため、仮設は可能でも庁舎として本設はできない。

（総務部長）

現地１棟案で進めていくことで皆の認識が一致したと考えるがいかがか。異論があればお願いしたいが。

（全員）

異論なし。

（総務部長）

では、本委員会の結論として、現地１棟案で進めていくことで良いか。

（全員）

異議なし。

（担当副市長）

庁内全部局が一致団結して協力できる体制をとって、新庁舎建設に向けて建設的な意見を出せるように今後とも願います。

以上